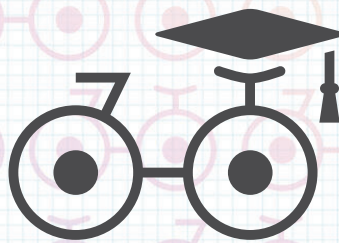


福岡県警察がつくった



自転車学校



自転車の学校が開校!

自転車の学校とは、福岡県警察が作成したラーニングサイトです。

このサイトでは、自転車に乗るために必要な法律の知識やルール、その他自転車賠償保険に関することなど、皆さんが安全安心に、そして楽しく自転車を利用するための情報をまとめています。ぜひご活用ください。なお、本サイトにおける自転車とは「普通自転車」を指します。

学ぶ



自転車は道路交通法上「車両」として扱われます。ルールを守らずに事故を起こすと、加害者として責任を問われることがあります。また、事故によって自分自身も大きなけがをする可能性があります。皆さんが加害者にも被害者にもならないために、まずはここで正しい交通ルールを学びましょう。

マンガ



自転車は便利で楽しい乗り物。ただし、みんながルールを守ってこそ。私たちの街の安全安心を守るため立ち上がった5人組チャリパトヒーロー! 街には正しい交通ルールを知らない人が多くて、今日も5人は大忙し! みんなが安全に自転車ライフを送るため、チャリパトヒーローは今日も行く!

動画

自転車に関する様々な動画をまとめています。



クイズ

自転車を利用するための基本的な交通ルールについてのクイズです。合格した方には「自転車の学校」より合格証書を発行いたします。不正解でもご安心ください。「学ぶ」で復習して何度でも再受講いただけます。



啓発チラシ

自転車に関する様々な啓発チラシをまとめています。ぜひダウンロードしご活用ください。



チャリパトヒーローも大活躍!

みんなで交通ルールを守って安全に自転車を利用しましょう!

自転車は便利で楽しい乗り物。ただし、みんながルールを守ってこそ。私たちの街の安全安心を守るため立ち上がった5人組チャリパトヒーローが活躍する「自転車の学校」は右の二次元コードから▶



自転車の学校

知っていますか？

自転車安全利用五則

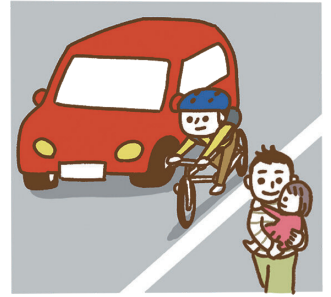


自転車の主な交通ルール

1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両であり車の仲間です。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。車道では左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければいけません。歩道通行が認められる場合でも、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止しなければいけません。



2

交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

どんなに急いでいても守りましょう。信号が点滅したら渡り始めてはいけません。一時停止の標識がない交差点でもしっかり安全を確認しましょう。



3

夜間はライトを点灯

夜間はライトを点けなければいけません。自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。



4

飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。



5

ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある方は、幼児・児童が自転車を運転するときは、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。



必ず！

自転車の保険に入りましょう！

自転車だから、ぶつかっても被害は小さい、大きい事故にはならない。そう思っていないか？

損害賠償

9,521万円

神戸地裁 (H25.7)

小学生が夜間、歩行者（62歳）と正面衝突。
歩行者は頭蓋骨骨折等で意識不明の重体。



※県の条例で加入が義務化されています。

高額な賠償を命じられるケースもあります。
万が一に備え、必ず自転車保険に加入しましょう。

加入の仕方や取扱事業者は
こちらから

未成年の方は、保護者の方と
一緒に確認しましょう

